

○議長（高橋伸二君） 四十五番吉川寛康君。

〔四十五番 吉川寛康君登壇〕

○四十五番（吉川寛康君） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点について、順次質問をさせていただきます。

大綱一点目、四病院再編についてお伺いします。

平成二十八年十一月、二〇二五年問題とも言われる、団塊の世代の方々が七十五歳以上の後期高齢者となる社会を念頭に、限られた医療資源の中で適切な医療・介護を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくことを目指し、宮城県地域医療構想が策定されました。この地域医療構想は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を医療計画の一部として位置づけ、医療圏ごとの医療機能の将来求められる部分も含め、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進することが明記され、二〇二五年における医療需要を推計し、将来の病床数と居宅等における医療それぞれの必要量が示されました。また、加速する人口減少、高齢化社会を背景に、適切な医療・介護を将来にわたり持続的かつ安定的に提供していくことは大変重要な課題であり、地域及び各医療施設間の医療機能の補完・連携をより一層進めていくことが、今後の方向性として強く求められております。こうした中、令和三年九月に、政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性が示され、東北労災病院、仙台赤十字病院、県立がんセンター、県立精神医療センターの四病院の今後の方向性、新たな枠組みなどについて、県としての考え方が取りまとめられることとなり、現在の四病院再編に至っております。

人口の増加が続いていた昭和から平成の初めの頃は、医療資源の限界が語られることはなく、各病院ともにそれぞれ単独で医療を完結することを指向した、ある意味競争の時代でありましたが、平成十八年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、平成十八年将来推計以降は、これまでの各病院間の競争から、地域の病院間で完結し合う協調の時代へとシフトしてきており、現在に至っております。また、近年の医療の高度化、救命率の向上などを背景に、公立病院としての果たすべき役割も時代とともに変化してきており、福岡県では、県立病院改革に関する計画書に基づき、福岡県内五つの県立病院を民間病院に移譲しております。本県においても、平成三十一年三月には県立循環

器・呼吸器病センターを栗原中央病院に移管するなど、まさに協調の時代に沿った対応が行われてきているとともに、一般的に病院の建て替えのめどは四十年とされている中、築四十二年で老朽化が著しい県立精神医療センターと、がんを総合的に診療できる機能の拡充スペースがなく、築三十年が経過している県立がんセンターは、共に建て替えの時期を迎えており、引き続き協調の時代に即した、県民の命を守る無駄のない今後の本県医療提供体制構築に向け、四病院再編のメリット、デメリットなどもしっかりと検証しながら、県民への説明にも十分配慮し、引き続き四病院再編に向けた検討を進めていく必要があると考えております。こうした視点に立ち、将来を見据え、限られた医療資源の中で適切な医療・介護を持続的かつ安定的に提供していく体制をしっかりと構築していく観点から、次の三点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、仙台赤十字病院とがんセンターの基本合意後の具体の協議経過についてお伺いします。

昨年十二月二十二日、県と日本赤十字社、県立病院機構の三者で、病院の統合に関する基本合意が締結されました。現在は、基本合意に基づき、新病院の開設に向けたより具体的な診療科や人員配置などについて協議が進められております。また、基本合意となったことから、地域住民向けの赤十字病院主催の説明会も開催されるなど、再編協議の経過や現在の状況、今後の方針などが示されるようになり、地域の方々が抱えていた漠然とした不安が少しずつ払拭されてきていると感じております。県内の医療提供体制の現状を考察すると、まずは医療の進歩が格段と進んできており、大学病院をはじめ、国立病院機構仙台医療センターや多くの民間病院などにおいても、それぞれの医療提供体制の充実が進み、急性期医療においてはむしろ過剰になっていること、そして、これまで県立病院として担ってきたがんセンターの存在意義や役割が薄れてきているとともに、さきにも述べた協調の時代に即した、将来にわたって持続的かつ安定的な医療提供体制を維持していく観点からも、がんセンターの建て替え検討時期である今の段階で、しっかりと本県の医療提供体制の最適化に向けた責任ある検討を進めていく必要があります。まずは、仙台赤十字病院とがんセンターの基本合意後のこれまでの具体の協議経過、並びに今後の協議の方向性について、御所見をお伺いいたします。

二点目は、再編の検討を進めることなく、現状のまま放置した場合における今後将

来へのリスク評価についてお伺いいたします。

さきにも述べたとおり、一般的に病院の建て替えのめどは築四十年とされており、四病院再編対象となっている仙台赤十字病院は築四十二年、東北労災病院は新棟が築十二年であります。また、主要な建物が築二十二年、管理棟が築四十一年経過している状況にあります。また、病院経営に詳しい有識者の方に伺うと、赤十字病院は建て替えの際、本部からは、その病院の経営利益の五倍までしか融資されない現状にあり、東北労災病院も今のままでは経営が厳しく、新たな病床数にダウンサイジングを図り、ありとあらゆる優位な融資なども模索しながら建て替えを検討しなければならないのではないかと指摘されておりました。事実、昨年六月には、医師不足や病院経営の厳しさを背景として、新潟県上越市の新潟労災病院が、病院機能を同じ上越市内の五つの病院に移管し閉院するとの報道がありました。一般的に、民間病院の採算ラインは、病床利用率九五%と言われているようですが、仙台赤十字病院は七一・九%、東北労災病院も七六・一%と厳しい運営が強いられている現状にあるため、将来にわたって安定した医療提供体制を行政の責任で維持していくためにも、病院はなくなるといった、ある意味都市伝説的で無責任な認識をそのまま見過ごすことなく、説明を尽くしながら、守るべき地域医療の大義をしっかりと守っていく必要があると考えます。現在協議が進められている四病院再編について、再編協議も行わず現状のまま放置した場合の、今後、将来へのリスク評価についての御所見をお伺いいたします。

三点目は、仙台市との協議経過についてお伺いいたします。

四病院再編の検討を進めるに当たり、県に対する仙台市からの情報開示の要望が後を絶たず、これまで連日のようにマスコミにも対立構図として報道されてきた経緯にあります。県立病院と民間病院の再編で、運営主体を民間病院とする方向での再編協議であることから、基本合意前の段階での県ができる情報開示にはおのずと限界があります。が、こういった認識の欠如が、かみ合わない議論の始まりだったような印象を持ちます。現在、仙台市との事務レベルでの協議が進められておりますが、まずは将来に向けた医療の在り方に関する県の考え方をしっかりと認識いただき、その上で、今回の再編協議の検討状況などについて、認識を共有されることを望むところであります。また、圏域ごとの救急搬送の現状を見てみると、大崎圏域や石巻圏域では、それぞれ大崎市民病院、

石巻赤十字病院といった地域で核となる病院が中心的な役割を担っており、断らない救急搬送が実践されている一方で、仙台医療圏は病院密度が高い反面、ある意味中途半端な急性期病院が多いと指摘されている現状を背景に、救急搬送が断られるケースも散見され、あつてはならない「たらい回し」リスクが高いといった課題を有しており、こうした課題を解決するためにも、今後も建設的かつ丁寧な議論が必要であり、仙台市ともこの点については正しく共有されるべきと考えます。加えて、県からの説明といった一方通行での協議だけではなく、仙台市が有する第三次救急機関である仙台市立病院という大きな医療資源の有効活用と、更なる連携強化といった観点での双方向での前向きな議論にも期待するところでもあります。四病院再編に関する仙台市との協議の進捗状況と、仙台市立病院の機能の有効活用などに関する未来志向の議論も含め、今後の協議の方向性について、御所見をお伺いいたします。

大綱二点目、学校教育の充実についてお伺いいたします。

子供たちは、将来を担うかけがえのない地域の宝であり、大人へと成長する過程における学校教育の果たすべき役割は大きく、郷土に誇りを持ち、自己肯定感や自律性の高い人格形成に向けた教育を指導する立場にある教師の存在は極めて重要であります。教員は教育公務員であり、身分や役割などについても、一般法である地方公務員法ではなく、より優先度の高い教育公務員特例法で規定されており、教育基本法第九条の中でも、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と規定されております。また、核家族化の進展、地域交流の希薄化などを背景に、子供たちの健全育成を育む環境が難しくなってきた状況にあります。ですので、子供の健全育成は、家庭を中心に学校と地域が連携し、社会全体で地域の宝である宮城の子供たちの成長をしっかり見守っていく体制を、より充実させていく必要があります。このように、教師のスキルが向上し、社会全体で支える子育て環境も充実していくことで、おのずと郷土に誇りと愛着を持ちながら、自己肯定感の高い宮城の子供たちが、しっかりと大人へと成長していく姿につながっていくものと考えております。

教育は国家百年の大計でもあり、教育の果たす役割は時代が変わっても変わるものではなく、これからの宮城を語る上で、学校教育環境の充実が極めて重要なテーマであることは言うまでもありません。したがって、子供たちの心身の健康をはじめとした健

全育成の環境整備は、県の厳しい財政事情があつたとしても、将来に向けた投資的な取組として、これからも県の責任でしっかりと進めていく必要があります。我々議員の側も同じスタンスで議論を深めていく必要があると考えております。こうした視点に立ち、学校教育の充実について、次の四点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、少子化の現状についての評価についてお伺いします。

本年一月一日時点での日本の人口は一億二千四百九万人余りで、昨年よりおよそ十六万人減少し、十五年連続の減少となっております。また、二〇二三年の出生数は七十二万七千二百七十七人で、八年連続で減少し過去最少を更新、人口減少に拍車がかかっております。この結果は、国の予測より十年も早まって予想を上回る減少が続いており、今後、二〇四八年には九千九百十三万人と一億人を割り込み、二〇六〇年には八千六百七十四万人にまで減少すると見込まれております。一方、本県の本年一月一日時点の人口は二百二十六万五千八百八人で、対前年比千四百九十四人の減少、二〇二三年の出生数は一万二千三百二十八人で、対前年比五百二十四人の減少となっております。今後も減少基調が続くものと懸念されております。こうした人口減少、出生数の低下の原因は様々な要因があると思いますが、その一つとして指摘されているのが、若い世代の非婚化・晩婚化など結婚感の変化であり、経済的な課題が密接に絡んでいることが指摘されております。欧米諸国では、成人したら子供は親から独立して生活する慣習があり、経済的に一人での自立が難しい場合のために、シェアハウスが広く一般的に利用されております。つまりは、お金がないので結婚できないのではなく、お金がないので二人でシェアをするといった、欧米諸国の発想に我が国も少しずつ転換していく必要があると考えております。このほか、日本社会は欧米社会と比較して、世間体を重視し過ぎる傾向が強く、また、子供への愛着が強いため、成人になっても子育てが完了しないなどといった特徴があり、もしかすると、日本社会の子供たちへの過保護が、非婚化・晩婚化そのものを助長している可能性があることも否定できないと考えております。したがって、これから結婚を迎える若い世代だけの問題ではなく、同居する親に対する子供の自立の必要性などについても、しっかりと啓蒙していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。本県の少子化の現状も含め、御所見をお伺いいたします。

二点目は、理系人材の育成についてお伺いいたします。

近年、子供たちの理系離れが加速しております。様々な原因があると思いますが、小学校段階での算数嫌いがその大きな要因であるとの指摘があります。また、この小学校時点での算数嫌いは、受験に合わせた難問の受験算数が多くなってきていることや、問題の捉え方や、丁寧に回答を導き出すといった従来の指導から、公式の丸暗記をベースとした簡略的な指導になってきているなど、指導する教師の側に問題があるとの識者の指摘もあります。一般的に、算数が嫌い、あるいは苦手となってしまった子供たちは、その後の中学校での数学も苦手となってしまう場合が多く、今後の本県の子供たちの理系離れを抑制していく観点からも、小学校での算数の授業に対する更なるきめ細やかな授業と、子供たちとの習得度合いを会話などで確認し合う、双方向の授業を実践していく必要があると考えております。本県の義務教育課程の子供たちの算数・数学の履修状況と理解の度合い、並びに苦手意識を持つ子供たちへのきめ細やかな教育指導方法などについて、現状評価も含め、御所見をお伺いいたします。

三点目は、学校版BCPについてお伺いいたします。

令和二年一月に国内で初の感染者が確認され、以後、政府の緊急事態宣言が発出されるなど、長期にわたって日常生活が大きく制限されることとなった新型コロナウイルス感染症も、昨年五月八日に感染症法上の分類が五類へと見直されることとなり、ようやくふだんの日常が戻り始めております。こうした中、学校現場でも、整備方針に基づき、令和二年二月二十八日に文部科学省から全国一斉の学校臨時休業に関する通知が出され、三月二日から翌年度の五月末までの間、各学校で休業を余儀なくされたことは、記憶に新しいところであります。一方、今回、この休業によりリモート授業の有用性も再評価されることとなり、熊本市での休校中の学びの継続は全国的にも注目を集めることとなりました。これは平成二十八年熊本地震の際に、学校がなかなか再開できず、子供たちの学びを止めてしまったという強い反省を教訓としており、休業期間中の四月十五日から、熊本市内の全ての小中学校百三十四校で、双方向性のあるオンライン授業が行われました。ある意味、非常時における学校版BCPとも言える、こうしたダブルットを活用したオンライン授業の確立事例は、今後の有事を考えたときに、大変参考にすべき事例であり、本県としても、コロナ禍時の一連の学校の臨時休業の振り返りも含め、有事で登校が大きく制限されるような場面におけるオンライン授業の機会確保に向け、

その環境整備に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

四点目は、教員自死事案に関する再発防止対策についてお伺いいたします。

平成三十年十一月定例会において、いじめ防止対策推進条例が全会一致で可決され、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないことを基本理念に掲げ、学校関係者だけではなく、広く社会全体でこの問題に取り組むことの重要性を明確にするとともに、いじめの早期発見や重大化を防ぐ方策にも触れ、取り組むべき主体の責務及び役割を明らかにするなど、いじめによる痛ましい事件の再発を防ぐための条例が施行されております。いじめについては、加害者と被害者だけにフォーカスされがちですが、その場に居合わせた第三者の位置づけも極めて重要であり、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという本条例の基本理念を、学校現場においてしっかりと児童生徒と教員が共有し合うことが重要であると考えております。

こうした中、今年二月、四年前の令和二年度に、県立高校でのパワハラが原因とされる女性教諭の自殺事案に関する県教委の懲戒処分報道がありました。本事案は、同僚教員による四か月にわたったパワハラが原因であったとのことでしたが、まさにその間、同じ学校で居合わせていた多くの第三者の教員は、一体何をしていたのかと疑念を抱くところであります。本来は、児童生徒の命を守るためのいじめ防止対策推進条例ですが、学校で指導する立場にある教員が本条例の趣旨を理解できていないことは極めて残念であり、直ちに正すべきものと考えております。教育委員会として、こうした学校現場における加害者と被害者以外の第三者の位置づけをどのように捉えているのか、今回の自死事案の再発防止も含め、御所見をお伺いいたします。

大綱三点目、生活の安全安心についてお伺いいたします。

豊かな暮らしを送っていく上で、生活の安全安心は必要不可欠な要素であり、将来にわたって維持していく必要があります。世界の国々の安全度合いを示すものの一つとして、国際NGOの経済平和研究所が毎年発表している、世界平和度指数という指標があり、社会の安全・治安の状況、国内や国際的な紛争の有無、軍事化の規模などのカテゴリーから二十三の指標を設けて数値化し、各地域の治安状況や生活の安全度を評価したものとなっております。二〇二四年の最新のデータを見ると、昨年同様、一位

がアイスランド、二位がデンマーク、三位がアイルランドと、欧州諸国が上位を占めており、日本は九位となっております。アジアの中では六位のシンガポールに次いで二番目の位置づけにあります。 「日本は安全な国」とよく耳にする言葉にあぐらをかくことなく、引き続き、日本が誇る治安の維持に努めていく必要があります。また、コロナ禍後のインバウンド需要が戻り始めている昨今、外国人観光客は、旅行先を選ぶ場合、様々な要素を勘案しつつ、最終的には治安のよさが加味されていると推察されることから、県としても、治安の維持については、これまで以上に意識して取り組んでいく必要があると考えております。

一方、現在の犯罪傾向や特徴を見てみると、令和五年警察白書にも記載のとおり、近年多発する振り込め詐欺などをはじめとした特殊犯罪や、国を越えて組織的に攻撃してくるサイバー犯罪など、時代の移り変わりとともに犯罪も多様化し、様々な治安課題に直面している現状にあるため、国民の治安に対する意識も年々高まってきていることが触れられており、日頃の生活の安全安心を維持していくためにも、地域や各種団体などとも連携しながら、犯罪の撲滅に向けた一体的な取組が強く望まれていると考えます。こうした視点に立ち、生活の安全安心をより充実させていく観点から、次の二点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、サイバー犯罪の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

インターネットの本格普及に伴い、現在では、電子商取引や電子決済をはじめ、行政手続のオンライン化やテレワークの推進など、今やサイバー空間は全国民が参画する重要な社会経済活動を営む公共空間となっております。したがって、近年、サイバー犯罪をはじめ、サイバー攻撃などについても、その手口を巧妙化させつつ増え続けており、サイバー空間での脅威に対する取締りが極めて重要となっております。サイバー犯罪は従来の犯罪とは違い、姿が見えず、国外のどこからでも関わることでできる厄介な側面を有しているとともに、専門性も高いため、取締りが難しい状況にあると推察しますが、県内におけるサイバー犯罪の現状と対応強化を含めた今後の対策について、御所見をお伺いいたします。

二点目は、地域における交番・駐在所の在り方についてお伺いいたします。

現在、二十五警察署、九十一交番、百三十駐在所体制の下、条例に定められた四千

三百三十四人の警察職員により、県内地域の治安維持と安全安心な暮らしを守るための取組が行われております。地域の交番や駐在所は、地域コミュニティの一部であると言っても過言ではなく、多くの県民からも、警察官の増員も含め、引き続き地域の安全安心において先頭に立った活躍が期待されております。また、防犯協会や子供見守りボランティアなど、地域の安全安心にこれまで積極的に関わっていただいているモデル的な地域も多く、こうした官民一体となった取組が、これまで長年継続されてきた現状にあります。したがって、地域における交番・駐在所においては、今後も地域の方々との連携を最優先しながら、地域の治安を守り、犯罪抑止効果をしっかりと働かせることに意を用いていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。地域との更なる連携強化も含め、地域における交番・駐在所の在り方について、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 吉川寛康議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、四病院再編についての御質問にお答えいたします。

初めに、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けた基本合意後の協議経過と、今後の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に基本合意を締結後、新病院の整備に向けて、日本赤十字社、県立病院機構、宮城県のほか、東北大学を加えた四者で協議を行っており、救急医療や周産期医療、がん医療をはじめ、基本合意書で掲げた医療機能の確保に向けて、診療科や医療スタッフの体制など、新病院の具体的な機能の検討を進めているところであります。今後も関係者間で協議を重ね、新病院の基本構想をまとめた上で、部門別のワーキンググループなどにより、診療体制などの詳細な検討を行いながら、基本計画を策定する予定であります。県といたしましては、新病院が政策医療の課題解決に向けた医療機能を最大限発揮し、適切な医療を持続的かつ安定的に提供できるよう、引き続き関係者との協議を進め、県民の皆様に対しましても、協議の進捗状況に応じて、新病院の将来像などについて情報提供してまいりたいと考えております。

次に、現状のまま放置した場合のリスク評価についての御質問にお答えいたします。我が県の地域医療を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進む中で、大きな変化に直面しており、限られた医療資源の中で適切な医療を持続的に提供していくためには、将来の医療需要を見据え、地域の各医療機関の役割分担と連携を一層進めることが不可欠であります。県内に設置されている四つの二次医療圏のうち、仙台医療圏は、人口が県全体の六割以上を占め、医療機関数も他の圏域と比べ多い状況ですが、高度医療を担い、地域連携の中核となる地域医療支援病院などが仙台市内に集中しているとともに、地域医療構想における現時点の急性期病床数が二〇二五年の必要病床数を大きく上回っており、全体として病床稼働率が低迷するなど、病院間の競合による影響もあり、厳しい病院経営の状況にあるものと認識しております。今回の病院再編は、このような状況を踏まえ、仙台医療圏全体として地域バランスの取れた医療提供体制を目指し、名取市及び富谷市に急性期の拠点病院を整備するものであり、仮に病院再編が実現しなかった場合には、再編対象の各病院の存在に大きな影響を与えるところにも、救急医療をはじめとする政策医療の課題が解決できず、仙台医療圏の将来にわたる持続的な医療提供体制の確保に支障を来しかねないと考えているところであります。

次に、仙台市との協議の進捗状況と今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

今年二月以降、病院再編に係る仙台市との協議を四回実施し、仙台医療圏における政策医療への影響などについて、丁寧な説明と意見交換を行ってきたところであります。特に救急医療については、仙台市内の影響を検証するため、救急搬送件数についてシミュレーションを実施するなど、協議は着実に進んでいるものと認識しております。今後の協議では、救急搬送時間への影響分析を行うとともに、救急車の適正利用のための普及啓発など、病院再編だけでは解決できない救急医療の全般的な課題への具体的な対応策を検討するほか、精神科医療などの政策医療や現病院周辺地域への影響などについても、引き続き協議を行う予定としております。また、仙台市立病院については、三次救急医療機関として、救急医療の基幹的役割を担っているほか、精神科病床を有しており、精神疾患を抱える患者の身体合併症に対応できる病院として、地域からの相談にも対応するリエゾンセンターの設置などの取組も行っていることから、仙台市との協議を通じ

て、仙台市立病院との連携強化が一層図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。県といたしましたは、仙台医療圏の現状と課題を踏まえ、将来を見据えた医療提供体制の確保に向けて、仙台市との協議に引き続き真摯に対応してまいります。

次に、大綱二点目、学校教育の充実についての御質問のうち、少子化の現状に対する評価等についてのお尋ねにお答えいたします。

先月公表された人口動態統計の概数では、令和五年の我が県の出生数は一万二千三百二十八人、合計特殊出生率は一・〇七となりました。全国の場合と比較すると、我が県の下落幅は比較的小さいものにとどまりましたが、合計特殊出生率は依然として低位で推移しており、引き続き強い危機感を持って対策を進める必要があると考えております。少子化の要因の一つとされる非婚化・晩婚化について、その背景には、若い世代の不安定な雇用環境や出会いの機会の減少など、様々な課題があると承知しております。御指摘がありました、親に子供の自立の必要性について考えていただくための取組としては、県教育委員会において、親子の愛着形成から子供の自立まで、子供とともに成長するための学びの機会と情報提供を行う家庭教育支援事業を実施しております。その中では、発達段階に応じた子供の自立について保護者同士で学び合い、考えるきっかけづくりなども行っているところであります。今後も引き続き、関係部局が一丸となり、我が県の総力を挙げて少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、学校教育の充実についての御質問のうち、算数・数学の履修状況及び理解度、苦手意識を持つ子供たちへの指導方法等についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年度の全国学力・学習状況調査の結果では、算数の平均正答率は全国に比べて五ポイント下回っております。また、算数の勉強が好きと答えた児童の割合は五七・四％にとどまっております。苦手意識を持つ児童が多い傾向にあります。算数・数学は、小学校低学年からの積み上げが大事な教科であり、学習の系統性を踏まえ、一人一人のつまづきの状況を丁寧把握しながら、学習進度や個性に合わせた、きめ細かな指導が大切で

あると捉えております。このため、各学校では、図や表を用いながら、自分の考えを友達に伝えるなど、算数を学ぶことの楽しさや有用性を実感させるとともに、一人一台端末の活用や、グループ学習等で友達の考えに触れながら学習させるなど、児童生徒にとって楽しく分かりやすい授業づくりに取り組んでいるところです。また、苦手意識を持つ児童に関しては、各学校において少人数指導や学び直しの時間を設けるなど、きめ細かな指導を行うことで達成感を味わわせながら、学習意欲の向上に努めております。今後とも、算数・数学の知識の確実な定着と苦手意識の解消に向けて、市町村教育委員会と連携しながら、児童生徒の興味・関心や理解度が高まるよう取り組んでまいります。

次に、有事の際のオンライン授業の機会確保に向けた環境整備についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の登校が制限されるような場面においても、児童生徒の学びを継続するため、ICTを活用した学習指導等に必要な関係を整備することは大変重要であると認識しております。我が県では、新型コロナウイルス感染拡大による一斉臨時休業時には、オンライン授業の環境は整っておらず、紙媒体を中心に学習の保障を行ってまいりました。その後、各小中学校では、端末の普及に併せて、オンラインによる朝の会や健康観察、授業動画の配信等の実践を行い、現在では、多くの市町村において、学校に登校していない児童生徒へオンライン授業を行うなど、ICT活用環境が整えられてきております。また、県立学校では、令和三年度から家庭への貸出し用モバイルルーターを準備し、オンライン型や同時双方向型のオンライン授業を、全ての学校でできるよう体制を整備したところであります。県教育委員会としましては、非常時においてもICTを活用した児童生徒の学習が効果的に展開されるよう、引き続き市町村教育委員会や学校を支援してまいります。

次に、教員自死事案に関する再発防止対策についての御質問にお答えいたします。

宮城県いじめ防止対策推進条例では、児童生徒一人一人の心身の苦痛を見逃さず、いじめを認識しながら放置することがないよう、理解を深めることとされております。いじめ防止に当たっては、いじめの加害者・被害者だけでなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要であり、この点については、御指摘のありましたとおり、教職員間のパワー・ハラスメント

にも共通するものと認識しております。このため、教員の自死事案の発生を受け、今年二月には、ハラスメント行為について、他の職員が見て見ぬふりをするのが、被害者を窮地に追い詰めてしまうことなどを踏まえた、ハラスメントのない職場環境づくりに向けたメッセージを改めて発出したところであります。また、全ての学校におけるパワー・ハラスメント防止に向けた校内研修の実施を推進するとともに、職場内でのハラスメントを見聞きしたことがあるかどうかを含め、教職員の気づきを促すためのセルフチェックを行っております。更に、ワンストップの教職員SOS相談窓口を新たに設置し、ハラスメントの被害者のみならず、ハラスメントを見聞きした周囲の職員も相談できる体制を整備したところです。県教育委員会といたしましては、こうした取組を通じ、教職員がパワー・ハラスメントについての傍観者とならず、風通しのよい職場環境の整備に努め、今回のような痛ましい事故が二度と起こらないよう、強い決意を持ってパワー・ハラスメントの防止に取り組んでまいります。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱三点目、生活の安全安心についての御質問のうち、サイバー犯罪の現状と今後の対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県警察では、インターネットバンキングに係る不正送金や不正アクセスなどのサイバー犯罪に係る相談受理が、ここ数年四千件を超えるなど高止まり傾向にあることから、取締りを強化しているところであり、昨年は、他人のIDやパスワードを不正に入手するため、インターネット上で偽サイトを売買した不正アクセス禁止法違反事件をはじめ、三百九件のサイバー犯罪を検挙しており、一昨年と比べ約三五%の増加となっております。県警察では、複雑巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するため、高度な情報処理技術を有する人材の特別採用や、情報技術に係る専門的研修等によりサイバー捜査官を育成しているほか、最先端の捜査用資機材の整備を推進するなど、組織全体のサイバー犯罪対処能力の向上を図っております。また、県内の自治体、企業等で構成する宮城県サイバーセキュリティ協議会において、サイバー犯罪の手口等について情報共有し、被害の未然防止とセキュリティ意識の醸成を図っております。引き続き、

サイバー空間を利用した新たな犯罪へ迅速的確に対処するため、組織の総力を挙げた各種対策を推進してまいります。

次に、地域における交番・駐在所の在り方についての御質問にお答えいたします。

交番・駐在所につきましては、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望に定めるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っております。また、常に警戒態勢を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、県民の身近な不安を解消する機能を果たしております。なお、交番につきましては、交代制勤務による二十四時間体制が維持されているという点において、駐在所と大きく異なり、交番・駐在所それぞれの特性に応じた地域住民、企業、団体等との連携を構築していく必要があるものと考えております。したがって、県警察といたしましては、地域環境の変化、交通事故の発生状況等、広く治安情勢を分析し、交番・駐在所の設置、運用等その在り方について検討を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） 御答弁ありがとうございます。学校教育の充実について再質問をさせていただきます。

近年、学校に対する保護者の過度な行動が問題として話題に取り上げられるケースが見られます。子供を思うばかりの保護者の行動であるかもしれませんが、いざ、そのような事態になってしまえば、校長や教頭が丸一日対応に忙殺され、それが長期化してしまうケースもあり、学校としての機能を完全に停滞させてしまう危険性を過分に秘めており、学校と保護者との連携は従来どおり図りつつも、こうした行き過ぎた保護者の行動を抑止する仕組みについても、検討していくべき時期に差しかかっているのではないかと考えております。そもそも学校に対する保護者行動が行き過ぎかどうか、その判断基準は極めて曖昧であることから、現状では、残念ながら学校側だけでこうした行き過ぎた行動を止めることは、おのずと限界があるのも事実だと思っております。また、初動対応を誤ると、保護者の側も納得することなく、不満を持ったまま硬直した態度に陥ることで、事態の長期化を招くことにもなり、弁護士など専門家の意見などを踏まえ、

保護者行動に対する客観的かつ納得性の高い合理的理由をもって、初動対応に当たる仕組みが必要ではないかと考えております。令和元年度に調査研究としてスクールロイヤー事業に取り組んだ経緯がありますが、あくまで子供たちを中心に考えられたスキームであり、これに保護者への対応も加える内容に拡充し、学校と家庭のトラブルをこじらせることなく、教師が生徒に向き合う時間をしっかりと確保されるよう、本来あるべき学校環境を維持していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。県教育委員会としての弁護士などの専門家との個別具体の積極的な意見交換の実施も含め、学校現場と弁護士をはじめとした専門家との今後の更なる連携と学校現場の充実についての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 各市町村におきましては、保護者対応も含めまして、個別のケースについて顧問弁護士に相談できる体制を整えているところであり、けれども、各学校では、様々な生徒指導上の問題に日々対応しており、初期対応がうまくいかず、保護者への対応にも苦慮するなど、問題が長期化しているケースが増加しております。このため県教育委員会では、問題が深刻化する前の早い段階から、学校等が適切な対応の在り方について気軽に相談できるよう、スクールロイヤーの相談体制を整えてきたところでございます。また、令和四年度からは、オンラインによる相談も行うなど、その充実に努めてきているところでございます。現在、定期的にスクールロイヤーとの意見交換を行っておりますが、その中でも初期対応の重要性について指摘をされているところでございます。県教育委員会としましては、今後も、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、話し合いを重ねながら、専門家との更なる連携を図るとともに、よりよい学校環境が維持できるよう、支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

○議長（高橋伸二君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） 更なる充実について、よろしく願います。

県警本部長のほうに伺います。生活の安全安心についての再質問であります。

現在、県内の駐在所の一部においては、建物の老朽化などによって、最寄りの交番との統合を含めた検討が進められていると伺っております。さきにも述べましたけれども、地域によっては、これまで長年、駐在所と一体的な取組を進めてきたモデル的な地

域もあるため、こうした駐在所再編協議を進めるに当たっては、決して結論ありきになることなく、それぞれの地域の実情に即し、地域の理解に十分配慮した丁寧な対応を図っていくべきと考えております。警察本部長の今後の駐在所再編の取組方針について、改めて御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

○警察本部長（細田 正君） 私ども県警察といたしましては、限りある警察職員において、警察力を最大限発揮できるよう、組織機構の不断の見直しを進めております。特に地域環境の変化が激しい現場の最先端に置かれている交番・駐在所については、管轄する地域の交通事故の発生状況等の治安情勢や、勤務する警察官の安全管理上のリスク等を総合的に勘案し、日勤制の駐在所による活動が最適であるかどうかを常に検討しております。一方、御指摘のとおり、駐在所には長年にわたり地域と密接に連携して活動してきた経緯があるのも重々承知しております。それらの実情を踏まえつつ、当該地域が交番の管轄に組み込まれることによる治安面における警察活動のほか、これまで行ってきた駐在所機能の手当などについて、地域住民の皆様から御意見を伺うとともに、丁寧な説明を行い、不安の払拭を図ることとしております。私ども県警察といたしましては、地域住民との協働による地域安全活動がより充実強化されるよう、駐在所の再編整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 四十五番吉川寛康君。

○四十五番（吉川寛康君） 御答弁ありがとうございます。地域によって事件だとかそういったものが少ないことにこしたことはないのですが、多いところに人員を振り分けるのではなく、やはり、しっかりと官民一体となった取組が功を奏して、事件発生が抑止されているという側面もあると思いますので、そういった意味で、事件等が少ないうことで再編しますということに決してならないようにだけ、よろしく願います。終わります。